

令和5年度
国に対する提案

概要版

令和4年5月

岡山県

令和5年度 国に対する提案事項

【提案事項数】

分野	新規	一部新規	継続	計
平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興	0	0	6	6
地方分権改革の推進	0	0	2	2
教育県岡山の復活	0	1	0	1
地域を支える産業の振興	0	0	5	5
安心で豊かさが実感できる地域の創造	1	7	24	32
計	1	8	37	46

※「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

※「制度・予算別」の欄は提案内容が制度創設・拡充等を求めるものと予算措置を求めるものを表す。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
	1 平成30年7月豪雨に係る被災者支援の円滑な実施	予算	保健福祉部
	2 教職員定数の加配による被災した児童生徒への支援	予算	教育委員会
	3 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進	予算	土木部
	4 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化	制度・予算	知事直轄
	5 災害対策用装備資機材の整備充実	予算	警察本部
	6 文教関係施設及び設備の整備	制度・予算	教育委員会

地方分権改革の推進

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
	7 地方分権改革の推進	制度・予算	総政・産労
	8 地方税財源の充実強化	制度・予算	総務部

教育県岡山の復活

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
一部新	9 教育の振興	制度・予算	教育委員会

地域を支える産業の振興

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
	10 水島港の整備促進	予算	土木部
	11 直轄国道及び高規格道路の整備促進	予算	土木部
	12 森林整備法人に対する支援の充実	制度・予算	農林水産部
	13 家畜伝染病防疫体制の充実・強化	予算	農林水産部
	14 社会資本整備の推進	予算	農水・土木

安心して豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	15 医療提供体制の充実	制度・予算	保健福祉部
	16 高齢者支援対策の推進	制度・予算	保健福祉部
一部新	17 子宮頸がん予防	制度	保健福祉部
	18 受動喫煙防止対策の強化	制度・予算	保健福祉部
	19 福祉・介護人材の確保	制度・予算	保健福祉部
	20 ハンセン病問題対策の推進	制度	保健福祉部
	21 少子化対策・子育て支援の推進	制度・予算	保健福祉部
一部新	22 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	制度・予算	保健福祉部
	23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保	制度	知事直轄
	24 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進	予算	県民生活部
新 規	25 操縦士の養成に貢献する岡南飛行場の施設整備	予算	県民生活部
	26 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進	予算	農林水産部
	27 治水及び高潮・津波対策事業の推進	予算	土 木 部
	28 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進	予算	土 木 部
	29 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進	予算	土 木 部
	30 水道施設の耐震化の推進	制度・予算	保健福祉部
	31 警察基盤の整備充実	予算	警 察 本 部
一部新	32 デジタル社会の推進	制度・予算	総政・総務
一部新	33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	制度・予算	県民生活部
一部新	34 中山間・離島地域等の振興	制度・予算	県民生活部
	35 消費生活相談体制等の充実・強化	予算	県民生活部
	36 電源三法交付金の交付延長	予算	県・環・産
	37 地域スポーツ体制の整備	制度・予算	環境文化部
	38 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し	制度	環境文化部
	39 海ごみ対策の推進	制度・予算	環境文化部
	40 環境保全対策の推進	制度	環境文化部
	41 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	制度・予算	環文・土木
	42 フロン排出抑制対策の推進	制度	環境文化部
	43 廃棄物の適正処理	制度・予算	環境文化部
一部新	44 ヒアリ等特定外来生物対策の推進	制度・予算	環境文化部
	45 鳥獣被害防止対策の充実・強化	予算	農林水産部
	46 花粉発生源対策の推進	制度・予算	農林水産部

平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興

新・継別	令和 5 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>1 平成 30 年 7 月豪雨災害に係る被災者支援の円滑な実施 被災者への見守り・相談支援については、被災者の一日も早い生活再建に向けて、引き続き重要となることから、現行の補助率を維持した上で、その必要額について、財政措置を行うこと。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>2 教職員定数の加配による被災した児童生徒への支援 被災した児童生徒の支援等のために必要な教職員定数の加配を継続して行うこと。</p>	文部科学省	教育委員会
	<p>3 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進 本県に甚大な浸水被害や土砂災害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害など、気候変動に伴い豪雨災害が激甚化・頻発化する中、令和 7 (2025) 年度までの対策として、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、将来にわたって計画的・安定的に、流域治水の考え方も踏まえた水害対策・土砂災害防止対策が実施できるよう、十分な予算を確保し、防災・減災対策を強力に推進すること。</p> <p>(1) 水害対策の推進</p> <p>① 直轄河川事業の強力な推進 令和 5 (2023) 年度完了を目標に整備を進めている小田川合流点付替え事業の早期完了など、直轄河川事業を強力に推進すること。</p> <p>② 県管理河川の整備に必要な予算の確保 平成 30 年 7 月豪雨災害や気候変動に伴い激甚化・頻発化する浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、県管理河川の水害対策を一層推進する必要があることから、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 土砂災害防止対策の推進 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土 木 部
	<p>4 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化</p> <p>(1) 市町村が、住民に地域の災害リスクを示し、避難行動の必要性を周知できるよう、最新の情報による、住民にわかりやすいハザードマップの作成について、国による技術的、財政的支援のさらなる充実を図ること。</p> <p>(2) 地域防災力を支える消防団（水防団）と自主防災組織の育成、充実・強化につながる取組を国として一層推進すること。また、地方自治体の自助・共助を促進する取組への支援制度を充実させるとともに、継続的な支援を行うこと。</p>	内 閣 府 消 防 庁	知 事 直 轄

新・総別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>5 災害対策用装備資機材の整備充実</p> <p>(1) 災害対策用車両等の整備充実 大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両及びレスキューボートの整備充実を図ること。</p> <p>(2) 信号機電源付加装置等の整備充実 災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。</p>	警察庁	警察本部
	<p>6 文教関係施設及び設備の整備</p> <p>公立学校施設の避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。</p> <p>① 小中学校及び特別支援学校の洋式トイレ、空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和</p> <p>② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象化</p>	文部科学省	教育委員会

地方分権改革の推進

新・総別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>7 地方分権改革の推進</p> <p>(1) 地方分権改革の推進 地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。</p> <p>(2) 過度な東京一極集中の是正 「自立」した個性と魅力あふれる豊かな地域づくりを進め地方創生を実現するためには、引き続き、「活力ある地域社会の実現」と、「東京圏への一極集中の是正」を共に進めていく必要がある。</p> <p>また、過度な東京一極集中の状態では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の取組を強化するとともに、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 財務省 農林水産省	総合政策局 産業労働部

新・総別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築 農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。 特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。</p>		
	<p>8 地方税財源の充実強化</p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増やポストコロナ時代を見据えた地方創生、人口減少対策、防災・減災事業や公共施設等の老朽化対策をはじめとした地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に適切に計上すること。 その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。</p> <p>② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。</p> <p>(2) 地方創生の推進のための財源確保等 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生関係交付金について十分な予算措置を継続すること。 併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省 財務省</p>	<p>総務部</p>

教育県岡山の復活

新・継別	令和 5 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>9 教育の振興</p> <p>(1) きめ細かな教育の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。 ② 小学校の学級編成の標準を 35 人に引き下げるにあたり、従来配置されてきた教員加配からの振替によることなく、計画どおり引き下げるとともに、教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を図ること。 ③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充を図ること。 ④ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。 ⑤ 平成 30 年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。 ⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。 ⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。 <p>(2) 学校 I C T 環境の整備推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① I C T 支援員（情報通信技術支援員）の配置拡大に向け、現在、4 校に 1 人の配置を目標として講じられている地方財政措置のさらなる充実を行うこと。 ② 校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。 ③ インターネットやオンラインゲーム、SNS などの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。 <p>(3) 学校における働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校現場の働き方改革を推進するための定数改善を図るとともに、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。 ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員などの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。 	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>教育委員会</p>

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度等を生かした新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。</p> <p>(4) 長期欠席・不登校対策のための総合的な取組の推進 新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成、確保や配置の拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大）、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、長期欠席・不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。</p> <p>新(5) 公立学校施設の老朽化対策</p> <p>① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修に向けた施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和を行うこと。</p> <p>② 高等学校の施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象とすること。</p>		

地域を支える産業の振興

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>10 水島港の整備促進</p> <p>(1) 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備促進 水島玉島航路、水島東航路及び玉島東航路の増深など、船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を促進すること。</p> <p>(2) 浚渫土砂処分場の確保に向けた取組の促進 水島港の航路整備を促進させるためには、浚渫土砂処分場の確保が必要不可欠のため、新たな処分場の確保に向けた取組を促進すること。</p> <p>(3) 備讃瀬戸航路の整備促進 備讃瀬戸航路の航行環境改善に向けた整備を促進すること。</p>	国土交通省	土木部
	<p>11 直轄国道及び高規格道路の整備促進</p> <p>中四国のクロスポイントに位置し、優れた産業集積を有するなど、本県の強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、国道2号をはじめとする直轄国道や地域間の連携・交流を強化する高規格道路の整備の推進を図ること。</p> <p>(1) 直轄国道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道2号岡山倉敷立体（I期）の整備促進及び未事業化区間のある早島町～倉敷市間の計画的な事業化の検討 ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進 	国土交通省	土木部

新・総別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(2) 高規格道路</p> <p>① 倉敷福山道路（国直轄・県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）及び笠岡バイパスの令和7（2025）年度の完成に向けた整備促進 ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町）の早期事業化 ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保 <p>② 空港津山道路（国直轄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道53号津山南道路の整備促進 ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化 <p>③ 岡山環状道路（国直轄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進 ・ 国道180号岡山西バイパス（岡山市北区西長瀬～檜津）の整備促進 <p>④ 美作岡山道路（県・岡山市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉井IC～湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保 ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保 <p>⑤ 中国横断自動車道岡山米子線の早期全線4車線化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賀陽IC～北房JCT間の整備促進 		
	<p>12 森林整備法人に対する支援の充実</p> <p>森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 地方財政措置の拡充</p> <p>県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。</p> <p>(2) 森林整備補助制度の拡充</p> <p>森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。</p>	林 野 庁	農林水産部
	<p>13 家畜伝染病防疫体制の充実・強化</p> <p>(1) 家畜伝染病発生時に発生県で備蓄する防疫措置に必要な防護服や密閉容器等が不足する場合には、国において迅速に供給できる体制を強化すること。</p> <p>(2) 豚熱のまん延防止やアフリカ豚熱等の侵入防止対策の強化のため、家畜保健衛生所の検査精度やバイオセキュリティの向上につながる改修等に対する支援を拡充するとともに、必要な予算の安定的な確保に努めること。</p>	農林水産省	農林水産部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>14 社会資本整備の推進</p> <p>県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川、道路や港湾、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を十分に確保し、その推進を図ること。</p> <p>① 集中豪雨や大型台風への備え、水害を防止するための河川整備</p> <p>② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備</p> <p>③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備</p> <p>④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための航路や泊地の浚渫などの港湾整備</p> <p>⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援</p> <p>⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備</p> <p>⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備</p> <p>⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備</p> <p>⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備</p> <p>⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備</p> <p>⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進</p>	内閣府 財務省 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部

安心で豊かさが実感できる地域の創造

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>15 医療提供体制の充実</p> <p>(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、引き続き、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。 また、ICTを利用した医療・介護関係者の情報共有を促進するため、基金による対応が可能となるような取扱いとすること。 さらに、地域医療構想の一層の推進や安定した地域医療体制の確保を図るため、国・県で造成する基金の負担割合について、国負担分を拡大すること。</p> <p>(2) 医療施設の耐震化の促進 医療施設の耐震化をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定 2023年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、それぞれの地域で理解されるものとするためにシーリングの効果を明示した上で不断の見直しを行うとともに、その実施に当たっては、地域医療確保のために弾力的な運用が可能となるものとする。</p> <p>(4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定 臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。</p> <p>新(5) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充 へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう拡充すること。</p>		
	<p>16 高齢者支援対策の推進 地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。 なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
一部新	<p>17 子宮頸がん予防 子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。 8年間以上に及ぶHPVワクチンの積極的接種勧奨の中断により、ワクチンに関する正確な情報が行き届いていないことから、接種率が一刻も早く回復するよう、国においては、ワクチンに関する正しい知識についての情報提供を充実させること。 新 あわせて、2価・4価ワクチンより予防効果の高い9価ワクチンの定期接種化を早期に実現すること。 新 また、HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、キャッチアップ接種に関する情報提供に加えて、接種年齢等の影響によりワクチンの効果が限定的であることも考慮し、がんの早期発見・早期治療に繋がるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>18 受動喫煙防止対策の強化</p> <p>望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について、その内容について一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。</p> <p>また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、適用が進むよう必要な検討を行うこと。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>19 福祉・介護人材の確保</p> <p>福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。</p> <p>特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>20 ハンセン病問題対策の推進</p> <p>ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。</p> <p>また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>21 少子化対策・子育て支援の推進</p> <p>(1) 少子化対策の推進</p> <p>少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、複数年度にわたる同一事業も交付対象にするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を進めるとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。</p> <p>(2) 保育士の処遇改善等の推進</p> <p>① 保育士の確保を図るため、さらなる処遇改善策を講じること。</p> <p>② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。</p> <p>③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
<p>一部新</p>	<p>22 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進</p> <p>(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築 離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であることから、共同親権の在り方の議論を進め、離婚時における養育費の取決め義務化や取り決められた内容の履行を確保するための制度導入など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 児童虐待防止に向けた体制強化</p> <p>① 市町村子ども家庭総合支援拠点の体制拡充 市町村が地域に必要な相談援助を十分に行うため、実情に応じた職員配置により体制拡充が図れるよう、必要な財源措置を講じること。</p> <p>② 児童福祉司スーパーバイザーに係る配置標準の見直し 児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加することから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。</p> <p>新 ③ 児童福祉司の配置標準の見直し 児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に1名以上にすることとし、それぞれ必要な財源措置を講じること。</p> <p>(3) 里親等委託の推進</p> <p>① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。</p> <p>② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。</p> <p>(4) 児童養護施設等の機能強化</p> <p>① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。</p> <p>② 児童保護措置費の教育費について、学校外でのスポーツや文化的活動に要する費用も対象とすること。</p> <p>新 ③ 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。</p> <p>④ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。</p>	<p>内閣府 法務省 厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>
	<p>23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保</p> <p>防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。</p>	<p>防衛省</p>	<p>知事直轄</p>

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>24 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進</p> <p>多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。</p>	国土交通省	県民生活部
新規	<p>25 操縦士の養成に貢献する岡南飛行場の施設整備</p> <p>人材確保が課題である操縦士の養成のために活用されている岡南飛行場の施設整備について、国庫補助の対象とすること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p>26 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進</p> <p>(1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。</p> <p>(2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>27 治水及び高潮・津波対策事業の推進</p> <p>平成30年7月豪雨により高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川、旭川水系砂川など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸水被害がもたらされた。気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、令和7(2025)年度までの対策として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、将来にわたって計画的・安定的に治水及び高潮・津波対策が実施できるよう、十分な予算を確保すること。</p> <p>(1) 直轄管理区間の改修等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高梁川水系小田川合流点付替え事業等 ・ 旭川中上流ダム再生事業 ・ 高潮対策事業等の推進 ・ 適切な維持管理の実施 <p>(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保</p> <p>(3) 流域治水の取組への支援充実</p>	国土交通省	土木部
	<p>28 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進</p> <p>県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的・安定的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>29 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進 南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。</p> <p>(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策 堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 道路の防災対策 緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>(3) 下水道の耐震化 災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化の推進について十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部
	<p>30 水道施設の耐震化の推進 水道施設等耐震化事業における採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>31 警察基盤の整備充実</p> <p>(1) 治安対策用装備資機材の整備充実 現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。</p> <p>(2) 安全で快適な道路交通環境の実現 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、老朽化した交通信号機等の更新を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の維持や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。</p>	警察庁	警察本部
一部新	<p>32 デジタル社会の推進</p> <p>(1) 自治体のDX推進に対する支援</p> <p>新 ① 「自治体DX推進計画」を着実に推進するため、自治体情報システムの標準化・共通化が円滑に進むよう、市町村を含め、ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへの移行に必要な経費に係る補助金の上限額を見直すとともに、令和7(2025)年度までの移行期間を柔軟に適用するなど、実情を反映した仕組みに改めること。</p> <p>② 法令に基づき自治体が担う行政手続についても、広くオンライン化が進むよう、自治体の意見を聴きながら、全省庁で取り組むべき工程を定め、添付書類の最小限化や対面審査の廃止など、制度・業務の具体的かつ抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>新 ③ AI・RPAなど自治体のICTの利用推進について、市町村を含め、ICTの利用に係る先進事例を横展開できるよう、自由度の高い補助金を創設するなど財政的支援を拡充すること。</p>	内閣官房 内閣府 デジタル庁 総務省	総合政策局 総務部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
<p>一部新</p>	<p>④ 市町村のデジタル化を促進するため、専門性を有するデジタル人材の育成・確保を安定的・継続的に行うことができる仕組みを構築すること。</p> <p>⑤ デジタル社会の実現に向け、社会全体のデジタル化を促進するため、地方財政計画に計上した「地域デジタル社会推進費」を、令和5(2023)年度以降も継続すること。</p> <p>(2) マイナンバーカードの普及促進 マイナンバーカードの国民全体への普及に向け、カードの利用範囲の拡大や、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築など、制度を抜本的に改善するとともに、取得手続きのさらなる簡素化を図ること。</p> <p>新(3) 情報セキュリティ対策の見直しに対する支援 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂により、セキュリティを確保しつつ、業務効率性に配慮したモデル(β、β'モデル)も示されたこと等を踏まえ、市町村を含め、クラウドサービスの利用等を念頭に、従来の主流であるセキュリティを重視したモデル(αモデル)からβ、β'モデルへ移行する自治体向けに、移行に要する経費に対する補助金を創設すること。</p> <p>(4) デジタルデバйд対策の拡充 ① デジタル社会の実現に当たり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域において、地域の実状に応じ、光ファイバ等の通信環境の基盤整備を継続的に支援すること。</p> <p>新 ② 「デジタル田園都市国家構想」実現のためには、都市部に遅れることなく地方においても着実に5G基地局が整備される必要があることから、携帯電話事業者に対する技術的・財政的支援などにより、都市部と地方で偏りが生じないよう基地局整備を進めること。</p> <p>新(5) 統計調査のデジタル化の推進 基幹統計調査においてオンライン調査を導入するほか、ビッグデータの活用などデジタル化の推進に取り組み、現行の統計調査員制度の見直しを検討すること。 また、紙媒体の調査資料をタブレット等により閲覧可能とすることや、各基幹統計調査で取得したデータを相互利用するなど、より効率的な調査制度とすること。</p>		
<p>一部新</p>	<p>33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保 バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策 感染症の影響により深刻な経営状況となっている地域公共交通の維持・存続に向け、感染症の影響に伴う減収分に対する財政支援を講じること。</p> <p>(2) 地域公共交通の維持・確保 バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、必要な財源を確保すること。</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>県民生活部</p>

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(3) 離島航路の維持 離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(4) 第三セクター鉄道の経営安定化等 「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。 特に、井原鉄道は、今後、耐震補強に具体的に取り組むこととしており、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>新(5) JR在来線の維持 JR在来線の維持は、国の交通政策の根幹として考えるべき課題であり、国の責任において一定の財政支援を講じるとともに、その廃止や利便性を欠いた減便は、地域そのものの衰退を加速することが危惧されることから、地域の実情が反映されるよう、鉄道廃止等手続きの見直しを行うこと。</p> <p>(6) JR在来線の利用促進 JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。</p>		
一部新	<p>34 中山間・離島地域等の振興</p> <p>(1) 中山間地域等の振興 過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。 また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。</p> <p>一部新(2) 離島振興対策の推進 豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、離島振興法の改正・延長を行うとともに、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>35 消費生活相談体制等の充実・強化 地方消費者行政強化交付金制度の改善</p> <p>(1) 消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。</p> <p>(2) 地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げや使途の拡充など制度の改善を図ること。</p>	消費者庁	県民生活部

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	(3) 新型コロナウイルス感染症や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、消費生活相談体制の維持強化等を含め、長期的な支援を行うこと。		
	36 電源三法交付金の交付延長 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物を保管する同センターが存続する限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報・調査、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。	文部科学省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
	37 地域スポーツ体制の整備 将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録認証制度に係る支援策等を講じること。	文部科学省	環境文化部
	38 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し 瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。	環境省	環境文化部
	39 海ごみ対策の推進 (1) 海ごみ回収・処理のルールづくり 漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。 (2) 海ごみ対策への財源確保 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。	環境省	環境文化部
	40 環境保全対策の推進 PM2.5の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁とも連携して効果的な取組を行うこと。	環境省	環境文化部
	41 児島湖及び周辺環境保全対策の推進 (1) 児島湖浄化対策の推進 ① 児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。 ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について、柔軟かつ積極的に対応すること。	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部 土木部

新・総別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進</p> <p>① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>② 合併処理浄化槽の整備に係る助成率のかさ上げ等助成制度の拡充を図ること。</p>		
	<p>42 フロン排出抑制対策の推進</p> <p>フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。</p> <p>① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設</p> <p>② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設</p> <p>③ 管理者及び充填回収業者に対する指導監督を一体的に行うことの効果や効率に留意した上で、法の実効性をより確保する観点から、政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者等に対する立入検査や指導等の権限の移譲</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>
	<p>43 廃棄物の適正処理</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理</p> <p>① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。</p> <p>② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。</p> <p>③ 行政代執行等の都道府県の執行経費について、財政支援策を講じること。</p> <p>④ 特例処分期限後に存在が判明した高濃度PCB廃棄物について、具体的な処理方針を早期に示すとともに、中小企業者等に対する処理費用の負担軽減制度の対象を拡充すること。</p> <p>(2) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置</p> <p>① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。</p> <p>② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力的に促進できるよう助成制度のさらなる拡充を図ること。</p>	<p>内閣府 経済産業省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>
<p>一部新</p>	<p>44 ヒアリ等特定外来生物対策の推進</p> <p>(1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施</p> <p>特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。</p>	<p>農林水産省 国土交通省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>

新・継別	令和5年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(2) 海外対策等</p> <p>① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。</p> <p>② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。</p> <p>新(3) 外来生物法の改正に伴う効果的な財政支援及び適正な防除の実施</p> <p>① 現在国において検討中の法改正により、都道府県で必要となる費用について、国において十分な予算措置を講じた上で、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。</p> <p>② 従前から国において防除等を実施している事案については、法改正後も国において防除を継続すること。</p>		
	<p>45 鳥獣被害防止対策の充実・強化</p> <p>農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進</p> <p>鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。</p> <p>① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対して十分な予算の確保</p> <p>② 簡易で効率的な捕獲方法及び捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>46 花粉発生源対策の推進</p> <p>花粉症は、国民の約4割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策のさらなる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。</p> <p>① 都道府県に配布する採種園用苗木の安定した供給体制の整備の推進</p> <p>② 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化</p> <p>③ スギ同様、ヒノキについての目標の設定</p> <p>④ 我が国全体として花粉発生源対策の加速化が図られるよう全国的な規模での普及啓発活動の推進</p>	林 野 庁	農林水産部

【未措置】 6項目 (13%)	24 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保	継続
	37 地域スポーツ体制の整備	継続
	38 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し等	継続
	39 海ごみ対策の推進	継続
	40 環境保全対策の推進	継続
	42 フロン排出抑制対策の推進	継続
46項目		

※【一部措置】の区分について

- ・制度に関する提案のうち「要求水準を満たさないものの何らかの対応があったもの」、予算に関する提案のうち「国全体では予算措置がされたものの県への配分額が未定なもの」など、一部の措置があった提案事項を【一部措置】としている。
- ・また、一つの提案事項の中に複数の項目があるものについて、そのうち一部の項目についてのみ何らかの措置があったものについても【一部措置】に区分している。